

佐監公示第15-1号  
令和5年3月24日

令和3、4、5年度艦艇等の出入港等支援の契約希望者募集要項の一部変更

令和3、4、5年度艦艇等の出入港等支援の契約希望者募集要項（佐監公示第15号。令和3年1月13日）について、下記のとおり変更します。

（代表公募実施権者）  
分任支出負担行為担当官等  
佐世保地方総監部経理部長

（連名公募実施者）  
契約担当官  
沖縄基地隊本部経理科長  
対馬防備隊本部補給科長

記

別紙第1に次の1項を加える。

番号	寄港地	所在地		募集区分				
				艦艇A	艦艇B	潜水艦	その他	曳航作業
28	六連貯油所	山口県	下関市					

佐監公示第15号  
令和3年1月13日  
一部変更 佐監公示第15-1号  
令和5年3月24日

令和3、4、5年度艦艇等の出入港等支援の契約希望者募集要項（公募）

令和3、4、5年度艦艇等の出入港等支援の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（代表公募実施権者）  
分任支出負担行為担当官等  
佐世保地方総監部経理部長

（連名公募実施者）  
契約担当官  
沖縄基地隊本部経理科長  
対馬防備隊本部補給科長

記

- 1 調達品目  
艦艇等の出入港等支援（寄港地は別紙第1のとおり。）
- 2 調達予定時期  
令和3、4、5年度
- 3 公募に応募できる者の資格  
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
  - （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
  - （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
  - （3）防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - （4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切

な契約の履行が確保される者

- (5) 令和04・05・06年度の競争参加資格(全省庁統一資格)、「役務の提供等」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者
- (6) 本役務を履行する港湾に出入港支援の可能な船舶を有しているか、契約締結までに有することができる者。
- (7) 別紙第1に掲げる寄港地において、出入港予定の艦艇に対する出入港支援の可能な曳船を履行期日に所要数準備できること。
- (8) 本役務履行中の不具合発生時、関係各部への連絡態勢を定めるなど、迅速に対応可能であること。
- (9) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (10) 当該役務の一部を第三者に委託する場合は、委託させる業務内容に応じて、本項第6号から第8号のうち必要な条件を満たすこと。

#### 4 参加表明

応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び本項第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書(写し)
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類(直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要)
- (3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第9号を証する書類

#### 5 技術資料の提出

##### (1) 応募時の提出

次に示す項目について、提出するものとする。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去3年間の自衛艦又は同規模船舶の出入港支援受注実績一覧表(実績がない場合は省略可)

- イ 所有船舶の諸元、隻数及び通常停泊している港湾の一覧表
- ウ 船長等の資格免許の写し
- エ 本役務履行中の不具合発生時、関係各部への連絡態勢を定めるなど、迅速に対応できる体制を証明する書類
- オ 第3項第9号の規定を証明する書類、若しくは誓約書
- カ 本役務の一部を他の者に請け負わせる場合は、下請（予定）企業一覧、請け負わせる業務に応じて、前項に規定する態勢等を証明する書類

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111（内線3252）

(2) 提出期間

令和5年3月27日（月）～令和5年4月26日（水）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対して

は、審査不合格の通知を行う。

## 9 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。
  - ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係
  - イ 時間：土、日及び祝日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。
- (2) 分任支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 10 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。
  - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (3) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

【記入例】

令和〇年 月 日

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

株式会社  
代表取締役社長 印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号（日付）  
佐監公示第15号（令和〇年 月 日）
- 2 応募品目  
艦艇等の出入港等支援（応募する寄港地は付紙のとおり。）

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
  - 2 決算報告書（写し）
  - 3 誓約書
  - 4 技術資料

参加表明書、技術資料 各2部提出

資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各1部提出

番号	寄 港 地	所 在 地		募集区分				
				艦艇 A	艦艇 B	潜水艦	その他	曳航作業
1	下関港	山口県	下関市					
2	長崎港	長崎県	長崎市					
5	佐世保港	長崎県	佐世保市					
27	石垣港	沖縄県	石垣市					

別紙第 1 に示す一連  
番号を記載する。

応募する寄港地のみ  
を記載する。

応募する区分の  
みに を付す。

番号	港名	所在地		募集区分					要求する曳船の性能 (隻数)
				艦艇 A	艦艇 B	潜水艦	その他	曳航作業	
1	下関港	山口県	下関市						1 艦艇 A の場合 (1)2,600馬力以上 (3隻)  2 艦艇 B の場合 (1)1,800馬力以上 (2隻)  3 潜水艦の場合 (2隻) (1)500馬力以上 (2)船首の形状が平らであり、フェンダーを装着していること。  4 その他の場合 (1隻) (1)500馬力以上  5 曳航作業 (1隻) (1)1,800馬力以上
2	長崎港	長崎県	長崎市						
3	福江港		五島市						
4	厳原港		対馬市						
5	佐世保港		佐世保市						
6	唐津港		佐賀県	唐津市					
7	伊万里港	伊万里市							
8	博多港	福岡県	福岡市						
9	門司港		北九州市						
10	芦屋港								
11	三角港	熊本県	宇城市						
12	熊本港		熊本市						
13	水俣港		水俣市						
14	八代港		八代市						
15	鹿児島港	鹿児島県	鹿児島市						
16	谷山港								
17	福山港		霧島市						
18	川内港		薩摩川内市						
19	志布志港		志布志市						
20	加治木港		始良市						
21	米ノ津港		出水市						
22	山川港		指宿市						
23	名瀬港		奄美市						
24	亀徳港		大島郡						
25	西之表港		西之表市						
26	平良港	沖縄県	宮古島市						
27	石垣港		石垣市						
28	六連貯油所	山口県	下関市						

艦艇 A : 海上自衛隊保有艦艇(いずも型)

艦艇 B : 海上自衛隊保有艦艇(潜水艦を除く)のうち、基準排水量が概ね 2,000 t 以上の中・大型艦

その他 : 海上自衛隊保有艦艇のうち、基準排水量が概ね 1,000 t 以下の小型艦

曳航作業 : 海上自衛隊保有艦艇及び防眩物等の曳航作業